

農地を農地以外のものにするための届出について「市街化区域の農地」

【農地転用届出】

- 農地法第4条第1項第7号（土地所有者の転用） 4条届出
- 農地法第5条第1項第6号（権利移動しながらの転用） 5条届出

【添付書類】 全て1部提出

添付	提出	添付書類	発行先	備考
○	<input type="checkbox"/>	位置図		住宅地図等（届出地に印）
○	<input type="checkbox"/>	土地の地番を表示する図面（字図等）		
○	<input type="checkbox"/>	届出土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	熊本地方法務局	証明日より 3カ月以内 原本
	<input type="checkbox"/>	農地の賃貸借（または使用貸借）の解約を証する書面の写し	農業委員会備付	小作契約が結ばれている場合
	<input type="checkbox"/>	譲受人・賃借人の住民票		転用者が町外者の場合のみ
	<input type="checkbox"/>	事由書		以前に転用してある場合
	<input type="checkbox"/>	委任状		届出者が本人以外の場合（ 氏名自署 ）
	<input type="checkbox"/>	始末書・現況写真		事前着手されている場合
	<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明	熊本地方法務局	転用者が法人の場合 原本
	<input type="checkbox"/>	法人定款		// ※会社の 原本証明

どちらか

※土地全部事項証明書上の所有者の住所と現住所が違う場合は、それを証する書類（個人の場合は、前歴表示のある戸籍謄本・住民票・戸籍の附票等）（法人の場合は、法人登記簿謄本等）

【確認事項】

- 市街化区域内の農地であるか。
- 相続税・納税猶予制度の適用を受けていないか。
- 権利の設定・移転の時期が受理通知書受領後か。
- あらかじめ届け出た後に転用するものであるか。

【届出から受理通知まで】

受付「随時」 → 農業委員会審査 → 受理・不受理通知
 （約2週間） ※受理通知受領後に転用

受付日	令和	年	月	日	受理通知書目安	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---	---------	----	---	---	---